5　前４項の規定は、保証人となろうとする者が次に掲げる者である場合には適用しない。
⑴　資金需要者等たる法人の代表者、役員（ただし、当該法人から収入を得ていない取締役又は監査役若しくは社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人は除く。）
⑵　当該法人又は当該事業、事業者から得る収入で生計を一体となす者
⑶　法人
（第三者の不動産の担保提供を受ける場合の留意点）
第35条　第三者からの不動産担保提供を受ける場合、協会員は当該物件の所有権が他に移転し、その生活環境が変化しても生活に苦慮するような事情が内在されていないか、事前に不動産担保提供をする者に確認しなければならない。また、確認にあたりその第三者が容易に転居先を決めることが可能であるか、容易に環境の変化に対応する事が可能であるか等に留意した聴取等を行い、記録・保存しなければならない。ただし、担保提供者がこの規則第34条第５項各号に掲げる者である場合を除く。
（自己振出手形等の制限）
第36条　協会員は、資金需要者等との間で貸付けに係る契約を締結する場合において、その債務を履行するために自己振出手形又は先日付小切手の提供を事前又は事後に受けたときは、充当する債務を特定することができるようにその内容を管理し、書面等を資金需要者等に交付しなければならない。
２　協会員は、顧客から第三者による振出し又は引受けに係る手形の割引を行う場合には、その手形の担保又は保全としてその資金需要者等から重ねて自己振出手形又は小切手を徴求してはならない。
３　協会員は、前各項において資金需要者等から手形の振出しを受ける場合には、手形記載要件の支払場所が、銀行等の公共の金融機関ではない約束手形の振出しを受けてはならない。
（書類の保管）
第37条　協会員は、法人向け貸付けに伴いこの規則の規定により資金需要者等から取得した書面又は電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の３第２項及び第３項を準用するものとする。
（事業者金融分野における営業告知行為の制限）
第38条　協会員は、事業者でない個人に対して、法人又は個人事業者と同等の金融サービスが受けられると誤認させるような不特定多数に向けた営業広告を行ってはならない。

第５款　個人信用情報の提供等

（個人信用情報の提供）
第39条　協会員は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは（以下、当該指定信用情報機関を「加入指定信用情報機関」といい、当該協会員を「加入協会員」という。）、加入指定信用情報機関に加入した日前までの貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び施行規則第30条の12で定めるものを除く。次項において同じ。）に係る個人信用情報（貸付けの残高があるものに限る。）を、加入指定信用情報機関に提供しなければならない。
２　加入協会員は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。
３　加入協会員は、前２項に基づき加入指定信用情報機関に提供した個人信用情報に変更があったときには、遅滞なく、その変更内容を同機関に提供しなければならない。
（加入指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等）
第39条の２　加入協会員は、新たに貸付けに係る契約を締結するにあたって、資金需要者等から法第41条の36第１項及び第２項に定める同意を確実に取得し、当該同意に関する記録を作成し、当該同意に基づき加入指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。
２　加入協会員は、新たに配偶者貸付契約（施行規則第10条の23第１項第３号に定める貸付けに係る契約及び施行規則第10条の28第１項第１号に定める極度方式基本契約をいう。）を締結するにあたっては、施行規則第30条の15第１項及び第２項に定める同意を取得し、当該同意に関する記録を作成し、当該同意に基づき加入指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。
（目的外使用等の禁止）
第39条の３　加入協会員は、自ら又はその役員若しくは職員をして、次に掲げる調査（以下「返済能力等調査」という。）以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼（第１号の資金需要者等及び第２号の主たる債務者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供をしてはならない。
⑴　当該加入協会員における資金需要者等の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査
⑵　前号に掲げるもののほか、当該加入協会員が締結する保証契約に係る主たる債務者の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査
２　前項により禁止される使用とは、例えば以下に掲げる行為をいう。
⑴　勧誘又は勧誘リストの作成を目的として信用情報を使用すること。
また、勧誘リスト等に信用情報について記載等をすること。
⑵　事件又は事故等のマスコミ報道等に関連して興味本位で信用情報を取り扱うこと（加入指定信用情報機関に照会することを含む。）
⑶　従業員等の採用選考のために信用情報を取り扱うこと（加入指定信用情報機関に照会することを含む。）
３　協会員は、第１項に掲げる事項に留意するため、社内態勢構築に努めなければならない。

第６款　非営利特例対象法人が行う特定貸付契約に係る特則

（特定貸付契約）
第39条の４　非営利特例対象法人である協会員が特定貸付契約（施行規則第５条の３の２第３項に定めるものをいう。以下同じ。）を締結する場合には、当該貸付けの契約が特定貸付契約に該当することを確認するものとする。
２　非営利特例対象法人である協会員は、法において特定貸付契約に関して特例措置が講じられている趣旨を踏まえ、その趣旨を潜脱する貸付け等が行われないように留意しなければならない。
３　協会員が非営利特例対象法人である場合、第１款から第４款までの規定については、法の規定を踏まえ、これを適用するものとする。

第７節　広告及び勧誘に関する規則

第１款　総則

（目的）
第40条　本節の定めは、協会員の貸金業に関する広告及び勧誘が協会員の重要な営業活動であるとともに、当該広告及び勧誘により提供される情報が資金需要者等による貸金業者及び商品選択に与える影響が大きいことにかんがみ、協会員の貸金業に関する広告及び勧誘の適正な業務の運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。
（定義）
第41条　本節において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　個人向け貸付けの契約に係る広告
協会員が締結する貸金業法を根拠法とし、個人向け無担保無保証における金銭を貸付ける契約を広告することを指す。
⑵　貸付けの契約に係る勧誘
特定の資金需要者等に対して協会員が締結する貸金業法を根拠法とする貸付けの契約を締結することを促すことを指す。
（個人向け貸付けの契約に係る広告）
第42条　個人向け貸付けの契約に係る広告表現については、次の各号に掲げる事項に十分に留意しなければならない。
⑴　安易な借入れを誘引する設定及び表現を避けること
⑵　児童及び青少年への配慮をすること
⑶　貸付条件を明示すること
⑷　啓発的な要素を十分に取り入れたものにすること